

富士箱根伊豆国立公園箱根地域ニホンジカ管理協議会規約

(名称)

第1条 本会は、富士箱根伊豆国立公園箱根地域ニホンジカ管理協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、富士箱根伊豆国立公園箱根地域（以下「箱根地域」という。）の生物多様性を保全するため、行政機関及び団体が広域的に連携し、箱根地域及び近隣地域における適切な植生の保護、ニホンジカの個体群管理、その他の必要な対策等を実施することにより、箱根地域におけるニホンジカの影響を低減又は排除することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 箱根地域ニホンジカ管理計画の策定及び見直しに関する事項
- 二 各種調査並びに対策及びその効果に関する情報共有
- 三 その他目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 本会は、別表に掲げる行政機関及び団体（以下「構成員」という。）により構成する。

- 2 本会に議長を置く。議長は、関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所長とする。
- 3 議長不在の場合は、議長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、有識者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 本会の活動に関して専門的な助言や検討を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、議長が必要と認めたときに招集する。

(議決)

第7条 構成員は、各々1票の表決権を有する。

- 2 議決は、構成員の3分の2以上をもって決する。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所に置く。

(その他)

第9条 前条までの定めのない事項で、本会の運営に必要なものについては、事務局において別途定めるものとする。

附則 この規約は、令和6年2月15日から施行する。

別表

【行政機関及び団体】
関東地方環境事務所 富士箱根伊豆国立公園管理事務所
関東森林管理局 東京神奈川森林管理署
関東森林管理局 静岡森林管理署
神奈川県 環境農政局緑政部 自然環境保全課
神奈川県 県西地域県政総合センター 森林部 森林保全課
神奈川県 県西地域県政総合センター 環境部 環境調整課
神奈川県 自然環境保全センター
静岡県 暮らし・環境部 環境局 自然保護課
箱根町 企画観光部 企画課
箱根町 企画観光部 観光課
箱根町 環境整備部 環境課
箱根町教育委員会 生涯学習課
一般財団法人 自然公園財団 箱根支部
箱根ボランティア解説員連絡会
Hakone Deer Action
【事務局】
関東地方環境事務所 富士箱根伊豆国立公園管理事務所